

【参考】法人県民税法人税割の概要等について

滋 税 第 2 3 5 号
令和6年(2024年)6月17日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

法人県民税法人税割の税率の特例について (諮問)

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)付則第15条に規定する法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税)については、令和8年1月31日に適用期限が到来しますので、同年2月1日以降の法人税割超過課税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 法人税割超過課税の評価について
- (2) 法人税割超過課税の税率および適用期間について

1 趣旨

- 県税の法人県民税法人税割で実施している「税率の特例措置（超過課税）」については、5年度ごとに制度の見直しを実施しているところ
 - 今年度が見直しの時期（前回R元年度）にあたる※ことから、検討の場である「滋賀県税制審議会」で審議を行うため、従前の経過等も踏まえつつ、県内の経済団体（6団体）にヒアリング等を実施し、納税義務者の立場から法人税割超過課税および不均一課税に関するご意見を伺いたい
- ※条例上、令和8年1月末が適用期限

2 過去の説明経緯

- ①前回改正時（令和元年度）
 - ・税制審議会の議論を踏まえ、不均一課税の対象を見直す（5千万円→2千万円）こととし、審議会 滋賀県中小企業団体中央会、滋賀経済同友会にご出席いただき、聞き取り
→改正案作成後には、商工観光労働部から6団体への説明を実施
- ②前々回改正時（平成27年度）
 - ・庁内での検討を踏まえ、制度の単純継続を前提に、税政課から6団体を訪問し説明
→議会承認後には、滋賀経済団体連合会と行政との連絡調整会議において継続報告

3 今年度の予定

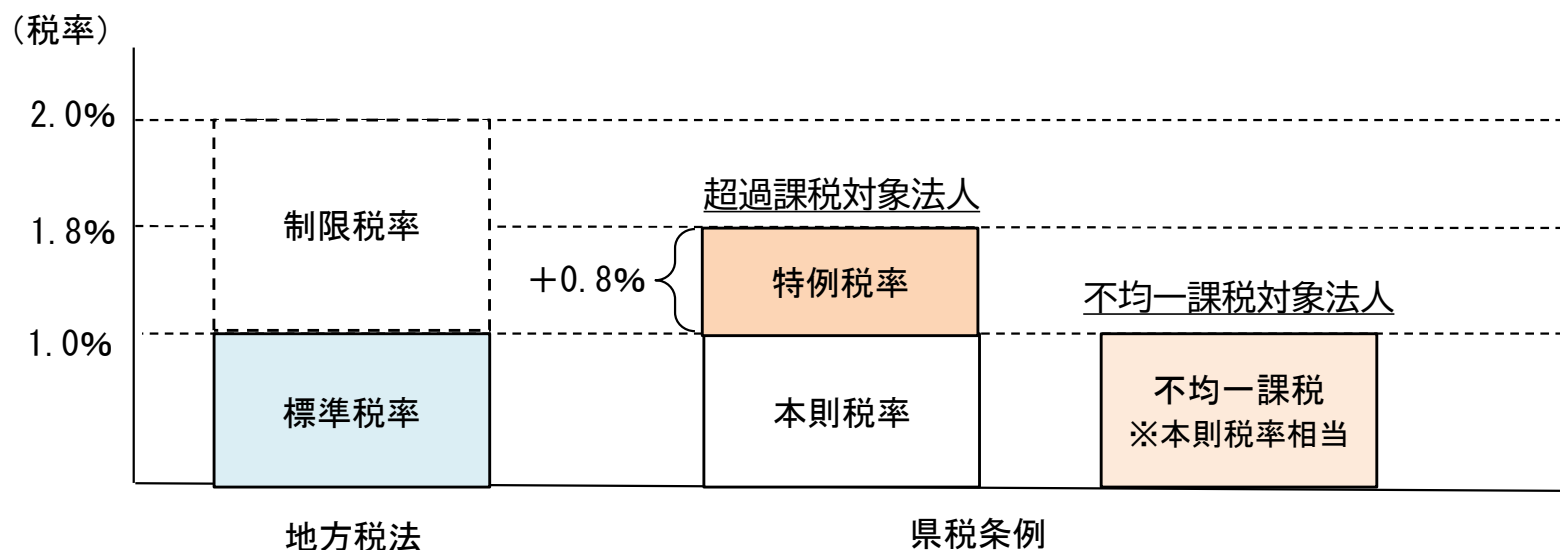
- 税制審議会への諮問、概要説明（6/17）には、制度に関する関係団体の意見を聞くことは重要との意見
- 現状では、制度改正（5千万円→2千万円）の周知期間終了まもなく、改正の影響が十分見極められていないことや、ようやくコロナ禍から経済状況が戻った段階であることを考慮しつつ、過去の改正時の経過や、現行制度の運用状況等も踏まえ、税政課の個別訪問による団体説明を実施

法人道府県民税（県税）の概要

項目	内容	
課税主体	都道府県	
納税義務者	都道府県に事務所または事業所を有する法人	
課税方式	申告納付	
課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額	
標準税率	(法人税割) 標準税率1.0% (制限税率2.0%)	
	(均等割)	
	資本金等の額	法人道府県民税（標準税率）
	1千万円以下	2万円
	1千万円超1億円以下	5万円
	1億円超10億円以下	13万円
10億円超50億円以下	54万円	
50億円超	80万円	
分割基準	2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県に納付	
<参考> 本県の税収	滋賀県の令和5年度決算額 48億円（法人税割：31億円 均等割：17億円）	

本県の特例措置の内容

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が1.0%、制限税率が2.0%
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ1.0%と定めているところ
- 厳しい財政状況が続く中、県政の施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、法人県民税の法人税割について、税率を1.8%（本則税率+0.8%）とする特例措置※を設置
 - ※現時点で、令和8年1月31日までに終了する事業年度について適用
- 併せて、中小法人を保護・育成等する観点から、資本金1億円以下かつ法人税額2,000万円以下の法人については、税率を本則税率相当（1.0%）とし、税負担を軽減する不均一課税を実施



改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要
昭和50年12月	不況による財源不足に対応するため新設 適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：6.2% [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）
昭和56年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（6.2% → 6.0%）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） 法人の負担軽減のため税率の引下げ（6.0% → 5.8%）
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） 中小法人の負担軽減のため法人税額基準を改正（年1,000万円超 → 年5,000万円超）
平成12年9月 ～平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日、～平成23年1月31日、～平成28年1月31日）
平成26年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（5.8% → 4.0%）←地方法人税（国税：4.4%）創設
平成27年6月	適用期間を5年延長（～令和3年1月31日）
令和元年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（4.0% → 1.8%）←地方法人税（国税：10.3%）拡充
令和2年2月	法人負担の偏在を是正するため法人税額基準を改正（年5,000万円超→年2,000万円超） ※周知期間を設けるため、令和5年2月1日以後に終了する事業年度から適用 適用期間を5年延長（～令和8年1月31日）

全国の状況

○ 法人道府県民税法人税割（超過課税）の実施団体数：46団体 ※未実施静岡県

(1) 超過課税（標準税率との差）

+0.8%	44団体	(滋賀県を含む)
+1.0%	2団体	(東京都、大阪府)

(2) 不均一課税の要件（軽減税率の適用要件）

① 資本の要件

要件	団体数	団体名
資本金	3億円以下	1 京都府
	2億円以下	1 神奈川県
	1億円以下	41 滋賀県 他
	2千万円以下	1 広島県
資本金等の額	1億円以下	2 山形県、茨城県

税額要件見直し
5千万円以下
→2千万円以下
※令和5年2月1日以後に終了
する事業年度から適用

② 税額等の要件

要件	団体数	団体名
法人税額	4千万円以下	1 神奈川県
	2千万円以下	3 滋賀県、大阪府、兵庫県
	1.6千万円以下	1 京都府
	1.5千万円以下	2 愛知県、岡山県
	1千万円以下	38 奈良県、和歌山県 他
従業者数	300人以下	1 山梨県

財政収支見通し（R6年2月時点）

「財政収支見通しと今後の行財政運営について」(R6.3公表)より

(単位：億円)

ベースラインケース		R6予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	県税	1,793	1,861	1,879	1,894	1,908	1,921	1,933
	地方交付税	1,320	1,330	1,340	1,360	1,370	1,380	1,390
	県債（行革債除く）	548	537	620	540	500	463	465
	臨時財政対策債	20	20	20	20	20	19	18
	その他	2,302	2,309	2,183	2,145	2,132	2,087	2,097
	計 A	5,963	6,037	6,022	5,939	5,910	5,851	5,885
歳出	義務的経費	3,163	3,102	3,163	3,142	3,224	3,212	3,300
	人件費	1,733	1,669	1,748	1,695	1,757	1,712	1,772
	扶助費	687	708	725	743	761	781	802
	公債費	743	725	690	704	706	719	726
	投資的経費	920	902	980	911	841	790	802
	その他	2,062	2,147	1,996	1,990	1,957	1,955	1,929
	計 B	6,145	6,151	6,139	6,043	6,022	5,957	6,031
財源不足額 A-B C	▲ 182	▲ 114	▲ 117	▲ 104	▲ 112	▲ 106	▲ 146	
(参考) 一般財源総額※	3,458	3,503	3,534	3,571	3,597	3,621	3,644	

- R6当初予算およびR5最終補正予算を基本に、R12年度までの財政収支見通しを試算
- 県税および公債費の推計においては、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(R6年1月)」の名目GDP成長率(県税)、名目長期金利(公債費)を用いることとし、同試算に準じて「ベースラインケース」と「成長実現ケース」の2つのケースを作成

成長実現ケース		R6予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	県税	1,793	1,881	1,937	1,997	2,062	2,129	2,195
	地方交付税	1,320	1,310	1,290	1,260	1,230	1,200	1,150
	県債（行革債除く）	548	537	620	540	500	463	465
	臨時財政対策債	20	20	20	20	20	19	18
	その他	2,302	2,322	2,211	2,201	2,215	2,197	2,236
	計 A	5,963	6,050	6,058	5,998	6,007	5,989	6,046
歳出	義務的経費	3,163	3,103	3,164	3,145	3,231	3,227	3,328
	人件費	1,733	1,669	1,748	1,695	1,757	1,712	1,772
	扶助費	687	708	725	743	761	781	802
	公債費	743	726	691	707	713	734	754
	投資的経費	920	902	980	911	841	790	802
	その他	2,062	2,155	2,016	2,029	2,014	2,033	2,025
	計 B	6,145	6,160	6,160	6,085	6,086	6,050	6,155
財源不足額 A-B C	▲ 182	▲ 110	▲ 102	▲ 87	▲ 79	▲ 61	▲ 109	
(参考) 一般財源総額※	3,458	3,506	3,550	3,591	3,636	3,682	3,708	

【名目GDP成長率】 は前回より上昇

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースライン	1.7 (1.2)	1.0 (1.0)	0.9 (0.9)	0.8 (0.6)	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)
成長実現	2.8 (3.3)	3.0 (3.3)	3.2 (3.3)	3.3 (3.2)	3.3 (3.2)	3.2 (3.1)

【名目長期金利】 は前回より上昇

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースライン	0.8 (0.4)	0.9 (0.4)	0.9 (0.5)	0.9 (0.5)	1.0 (0.6)	1.0 (0.7)
成長実現	0.9 (0.4)	1.0 (0.6)	1.1 (0.8)	1.5 (1.5)	1.9 (2.0)	2.4 (2.4)

※ 県税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、臨時財政対策債の合計額

注) 下段()は、前回(R5年1月)の数値 8

財源不足への対応と今後の財政運営上の課題 「財政収支見通しと今後の行財政運営について」(R6.3公表)より

- ・ 今回の試算では、歳出増が歳入増を上回り、**財源不足額は前回試算より単年度平均で13億円、累計では90億円拡大する見込み**
- ・ このまま推移すると、**R10年度には、財政調整基金をほぼ使い切り、財政運営が行き詰まる可能性がある**
- ・ また、現時点で収支に未反映の大規模事業もあり、社会保障関係費や公債費の負担がさらに増加することも踏まえると、**R13年度以降も厳しい状況が続く見込み**

財源不足額

※ 下段()は、累計額

(単位：億円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースラインケース	▲182	▲114	▲117	▲104	▲112	▲106	▲146
成長実現ケース	▲182	▲110	▲102	▲87	▲79	▲61	▲109
中間値①	▲182 (▲182)	▲112 (▲294)	▲110 (▲404)	▲96 (▲500)	▲96 (▲596)	▲84 (▲680)	▲128 (▲808)
前回(R5.2)②	▲196 (▲196)	▲94 (▲290)	▲80 (▲370)	▲100 (▲470)	▲63 (▲533)	▲75 (▲608)	▲110 (▲718)
比較①-②	+14 (+14)	▲18 (▲4)	▲30 (▲34)	+4 (▲30)	▲33 (▲63)	▲9 (▲72)	▲18 (▲90)

財源不足額への対応

(単位：億円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
財源不足額	▲182	▲112	▲110	▲96	▲96	▲84	▲128
財政調整基金の取崩し	132	72	70	86	86	30	30
行政改革推進債の発行	50	40	40	10	10	10	-
未解消財源不足額	-	-	-	-	-	▲44	▲98

(参考) 過去の収支見通しにおけるR6財源不足額

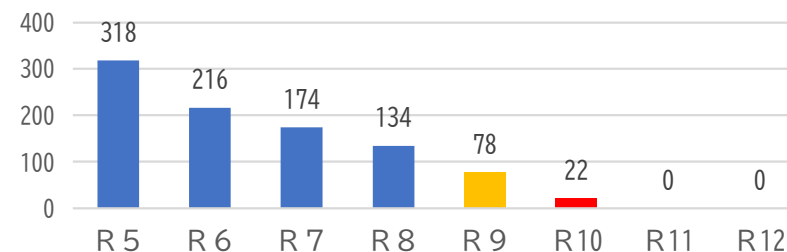
	H31.3試算	R2.3試算	R3.2試算	R4.2試算	R5.2試算
財源不足額	▲89	▲132	▲152	▲192	▲196

財政調整基金

財源不足への対応により、**R9年度には財政運営上の目標である100億円を維持できなくなり、R10年度には枯渇するおそれ**

(億円)

財政調整基金 残高 (見込)



県債残高 (臨財債除く)

国土強靱化による公共事業費の増加や大規模施設の整備により、県債残高は増加傾向が続き、**R8年度には財政運営上の目標である7,200億円を上回る見込み**

(億円)

県債 (臨財債除く) 残高 (見込)

